

福山市自治会連合会あけぼの基金規程

平成4年3月21日

規 程 第 3 号

(設置の目的)

第1条 福山市の自治会（町内会）活動の活性化を図るための事業資金に充てるため、福山市自治会連合会あけぼの基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

第2条 基金の額は、1,000万円とする。

(基金の管理)

第3条 基金は、最も確実かつ有利な方法により管理運用しなければならない。

(管理益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、特別会計収支予算に計上して第1条の目的を達成するために使用するものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条の目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限る、これを処分することができる。

(委任)

第6条 この規程の施行について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年6月2日から施行する。